



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
http://www.kokubunken.or.jp/
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

安定的皇位継承策の「今後の整理の方向性」(案)を 読む ―万世一系の皇統堅持のために―

内海勝彦

安定的な皇位継承策を議論する政府の有識者会議が、専門家によるヒアリング(三月から六月にかけて五回実施)を踏まえて、最終報告に向けた「今後の整理の方向性」をまとめた文書(以下「方向案」と呼ぶ)を発表した(七月二十八日付、産経)。大きな論点は、次の二つである。

一、母方にのみに天皇の血筋を引く女系にも皇位継承資格を拡大すべきか

二、男系男子による皇位継承を堅持するため、戦後に皇籍を離れた旧宮家の皇籍復帰を実現すべきか

以下この二点について「方向案」がどうなったかを述べてみたい。

まづ「二」についてだが、方向案で「皇位継承の歴史や伝統は、大変重たい」とした上で、さらに「秋篠宮皇

嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしては

ならない」と明記したことは一歩前進だと言へる。これによつて議論の前提は皇室典範が規定する男系男子となり、「女系・女性天皇」は検討の枠から外れることとなる。専門家ヒアリングでも二十一人中十一人が明確に反対し、支持は五人だけであった。反対のお一人である曾根加奈子氏(日本青年会議所・監事)の「まず女系天皇と

いう言葉が間違っていると思う。もし、現在いわゆる女系天皇と定義しているものが誕生すれば、それは天皇でなく、新たな王朝を開く事となる」(第五回ヒアリングでの同氏説明資料に基づく。内閣官房ホームページより)との意見は、男系こそが天皇の天皇たる所以であることを端的に示したものであり、本質を見失った女系容認論者の本末転倒を指摘するものだと思う。

次に「二」についてであるが、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときに

は、今の女性皇族はすでに降嫁されてるだらうから、殿下のほかには皇族が誰もあられないといふ深刻な危機となる。そこで方向案が、殿下の世代の皇族数確保が喫緊の課題であるから、多様な世代の方が男女共に殿下を支えることが重要との認識を示したのは当然だらう。その方策として「皇族の養子縁組を可能とすること」で、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることとした。ここで「皇統に属する」と明記したことの意義は大きい。

戦後、連合国軍総司令部(GHQ)が、財産凍結などでその経済的自立性を奪ったことにより皇籍離脱を余儀なくされた、旧十一宮家の皇籍復帰に足がかりを付けたことになる。なほ、方向案ではこの案と一緒に、女性皇族が結婚後も皇籍を維持する案もあった(現在は結婚後は皇籍離脱)。

しかしこの場合、その夫や子供を皇族と位置付ければ皇位の女系継承につながる危険がある。この点について有識者会議は、女性皇族が婚姻後も皇室に残る場合は当面の間、配偶者と子供を皇族としない方向で検討に入ったとのことであり(八月七日付産経)、現段階では、その点での懸念は少しは回避されたといへる。

以上のやうに、今回の有識者会議

の報告の方向性は概ね妥当とは思ふが、安心はできない。世論調査では依然として男系・女系の違ひも分らずに、ただ「男女同権」といふ時代の雰囲気「女性・女系天皇」に賛成する回答が多いのも事実である。このことは、これまでの新聞やテレビ、さらには週刊誌などの報道が必ずしも正鵠を射たものでなかったことと無関係ではない(もともと「女系天皇」なるものは存在しないのだが、女系継承を可とするメディアもあるから寒心に堪へない)。

万世一系といふわが国固有の皇位継承と一般庶民の跡継ぎ問題とは根底から異なることを正しく国民が理解する必要がある。また、政府においては養子縁組などによる男系男子の皇籍復帰の具体化に注力するとともに、次期衆院選後の国会において報告されるであらう最終案については、与野党ともに、政争の具とはせず日本国の成り立ちに立ち返って真摯に議論してほしい。

これまでの百二十六代の皇位継承の歴史でわが祖先は幾度も危機を乗り越えてきた。その父祖の叡智と尽力とを今一度想起して、神武天皇からの万世一系の皇統を維持し後世に繋いでゆく意志を持つことが、現代に生きる我々日本人の責務だと思ふ。

(元(株) IHI)